札幌市生活環境の確保に関する条例 化学物質適正管理の手引

令和5年4月 改訂

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課

目次

1 は	じめに
(1)	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2)	語句の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)	法及び条例に基づく届出・報告要件の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	概要図
2 法	及び条例に係る届出対象事業者の判定手順
(1)	排出量等の報告対象事業者判定フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2)	化学物質自主管理マニュアルの提出対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	対象業種7
(4)	常時使用従業員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質の取り扱い9
(6)	対象物質10
様式	告書記入要領 [16 (特定管理化学物質排出量等報告書) ····································
4 排	出量等の考え方及び算出方法
排出	量等の考え方
ア	K/11 =
イ	
ウ	2000 - 3 1114-
工	NA PARE
オ	事業場外への移動量・・・・・・・・・・・・・・・・19
5 化	学物質自主管理マニュアルの作成
(1)	マニュアル提出の要件・・・・・・・・・・20
(2)	化学物質自主管理マニュアルの記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1 はじめに (1)はじめに

私たちの身の回りには、数万種類の化学物質が様々な分野で製造または使用されています。このような化学物質を事業者が自主的に管理することにより、化学物質のリスクを未然に防止する手法として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、化管法)の中で、化学物質の排出量等を事業者が把握し報告する制度(PRTR制度)が設けられています。

また、札幌市の「札幌市生活環境の確保に関する条例」では、PRTR制度として化管法に加え、一定規模以上の事業者に、化学物質の適正管理に係る排出量等の報告と管理マニュアルの提出を義務づけています。

事業者の皆様方におかれましては、化学物質の適正な管理を自主的に行い、化学物質による環境への重大な影響を未然防止するとともに、化学物質のリスクコミュニケーションを進めていただくようお願いします。

なお、法律についての解説や排出量の計算方法等については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」(経済産業省・環境省)が下記ホームページに掲載されていますので参照してください。

また、各関係省庁及び各種業界団体等のホームページにも、化学物質についての情報が 掲示されています。

- · 経済産業省「化学物質排出把握管理促進法」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- 環境省「PRTR インフォメーション広場」https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
- · 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)「化管法関連情報」 https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

(2) 語句の説明

- ・法:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・令:同法施行令 ・則:同法施行規則
- ・条例: 札幌市生活環境の確保に関する条例
- · 条例規則:同条例施行規則
- ・指針:化学物質を適正に管理するための指針(平成15年2月4日告示第150-4号)
- ・事業者:事業を行っている者のこと。一般には会社、企業などと呼ばれるものでありこれには公営企業、個人等も含まれる。
- ・事業場:事業者が事業を行っている場所であり、条例の報告の対象となる事業活動が行われている1単位の場所のこと。一般に工場、営業所などと呼ばれるものも該当する。法の「事業所」と同じ意味。
- ・特定管理化学物質取扱事業者(条例): 令第3条で掲げられる24業種のうちいずれかを 営んでおり、特定管理化学物質のいずれかを100kg以上(当該事業場内におい て燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質のみの場合は1t以上)取 り扱っている、市内にある事業場の常時使用従業員数の合計が10人以上の事業 者。
- ・取扱量:「使用量」及び「製造量」の総計。なお、本市では、法で規定している「その他 の取扱量」は「使用量」に含む。
- ・第1種指定化学物質(法):令第1条別表1に掲げる515物質
- ・第2種指定化学物質: 今第1条別表に掲げる134物質
- ・特定第1種指定化学物質(法): 令第4条第1項イの条文中に掲げられている23物質
- ・特定管理化学物質(条例): 条例規則 46 条別表 9 に掲げる 66 物質・・・2(6) に記載
- ・常時使用従業員数:常時使用している従業員数・・・・2(4)で説明
- ・特別要件施設(法): 令第4条ハ~へで規定する、鉱山保安法の鉱山施設、下水道終末処理施設、一般及び産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設
- ・マニュアル: 化学物質自主管理マニュアル
- ・PRTR: Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量登録制度) 人の健康や生態系に有害な恐れのある特定の化学物質について、事業者が環境 中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外に移動する量を自ら把握して、排出 量・移動量を集計・公表する仕組み。法及び条例に基づく。
- ・(M)SDS: (Material) Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート) 有害性のある化学物質及び含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、 提供する化学物質などの性状及び取扱に関する情報。

(3) 法及び条例に基づく届出・報告要件の比較

(表1)

	法	条例(第 83~89 条)
業種	製造業等 24 業種(令第 3 条) p7~8 表 2	法と同じ 24 業種(条第 84 条) p7~8 表 2
人数	常時使用する従業員の数が21人以上(令 第4条第2項) (全事業所の合計) p9	常時使用する従業員の数が10人以上(条 例規則第44条第1項) (札幌市内にある事業場の合計) p9
年間取扱量	1t 以上 特定第1種指定化学物質は0.5t 以上 (1種類でも超えていれば該当)	100kg 以上 (1種類でも超えていれば該当) 当該事業場内において燃料として消費 する灯油又は重油に含有される物質の みを取り扱う場合は1t以上 p9
物質数	第1種指定化学物質 515 物質	特定管理化学物質 66 物質 (第1種指定化学物質のうち 66 物質を 選定) p10表3
届出内容	前年度4月1日~3月31日の排出量 及び移動量	前年度4月1日~3月31日の使用量、 製造量、製品としての出荷量、排出量、 移動量 ただし、特別要件施設は不要
提出期日	毎年度4月1日~6月30日 ※令和4~6年度については、電子届 出の場合のみ4月1日~7月31日	毎年度4月1日~6月30日
指針	指定化学物質等取扱事業者が講ずべき 第一種指定化学物質等及び第二種指定 化学物質等の管理に係る措置に関する 指針(H12.3.30環境省通告1)	札幌市化学物質を適正に管理するため の指針 (H15.2.4 告示 150-4号)
化学物質自主管理マニュアル		特定管理化学物質取扱事業者のうち 札幌市内にある事業場の常時使用従業 員数の合計が21人以上である事業者が、 事業場ごとに作成し、提出しなければな らない。 (すでに提出している場合であっても 内容の見直しを行った場合には再提出 が必要)

(4) 概要図

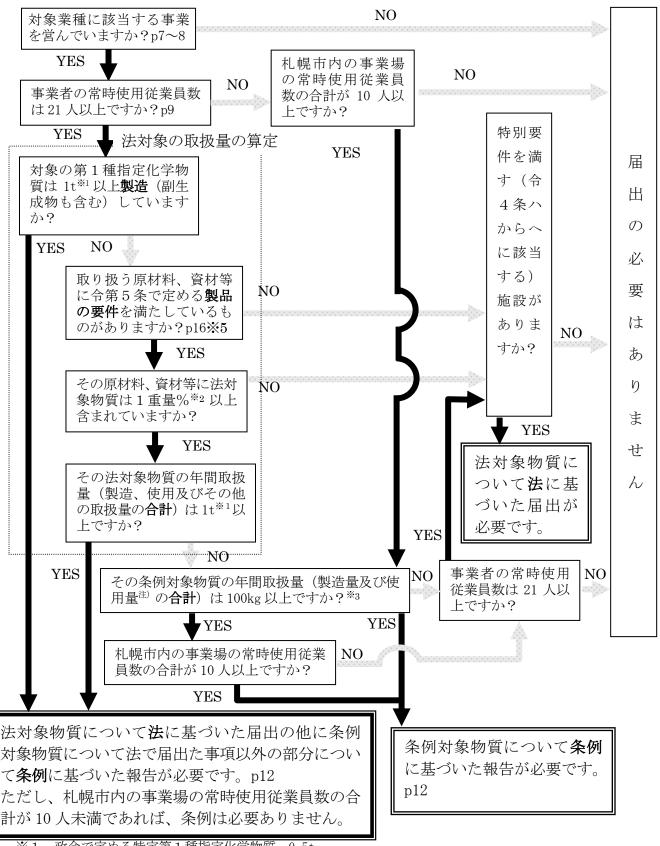
(図1)

物質 第1種指定化学物質515種 特定管理化学物質 66 種 法・条例の届出・報告対象事業者 法の届出対象事業者 特定管理化学物質のいずれかの物 第1種指定化学物質のうち特 質を事業場単位で 定管理化学物質を除いた物質 人以上 1t 以上扱っていれば、法、条例ど のいずれかの物質を ちらも必要です。 事業場単位で 100kg~1t であれば、条例のみの 1t 以上取り扱っている事業者 従業員数 提出が必要です。 が対象です。 条例の報告対象事業者 現段階では届出・報告 特定管理化学物質のいずれかの の必要はありません。 物質を事業場単位で 100kg 以上取り扱っている事業 者が対象です。 燃料として消費する灯油又は重 油に含有されるもののみを取り 扱う場合は 1 t 以上が対象になります。

2 法及び条例に係る届出対象事業者の判定手順

排出量等の報告対象事業者判定フロ一図

(図2)



- 政令で定める特定第1種指定化学物質…0.5t
- ※2 政令で定める特定第1種指定化学物質…0.1重量%
- ※3 一部例外有…p9 を参照
- 注) 条例の使用量は、使用量の算定(p18)を参考にしてください。

(2) 化学物質自主管理マニュアルの提出対象事業者

条例に基づいた届出を行った事業者のうち、札幌市内において常時使用従業員数の合計が21人以上の事業者

(3) 対象業種

法と条例の対象業種は同じです。 ※条例の報告のあて先は札幌市長です。

対象業種コード表 表2

	種コート衣 I		衣 2
政令 番号	業種名	業種コード	法の届出のあて先
1	金属鉱業	0500	経済産業大臣
2	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
3	製造業		
	食料品製造業	1 2 0 0	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	1 3 0 0	農林水産大臣
	酒類製造業	1 3 2 0	財務大臣
	たばこ製造業	1 3 5 0	財務大臣
	繊維工業	1 4 0 0	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1 5 0 0	経済産業大臣
	木材・木製品製造業(家具を除く。)	1600	経済産業大臣
	小何· 小衣叫衣坦未 (家兵を除入。)	1000	農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1 7 0 0	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業(以下を除く。)	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2 1 0 0	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2 2 0 0	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2 3 0 0	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2 4 0 0	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業(以下を除く。)	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3 0 6 0	経済産業大臣
	电 1 //1/11		厚生労働大臣
	 電気計測器製造業	3 0 7 0	経済産業大臣
			厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業 (以下を除く。)	3 1 0 0	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3 1 2 0	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3 1 4 0	国土交通大臣

番号 3	業 種 名 製造業 (続き) 精密機械器具製造業 (以下を除く)	業種コード	法の届出のあて先
3			
	┃ 特宓機械哭目制法業(□」下お除く)		
		3 2 0 0	経済産業大臣
			経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3 2 3 0	厚生労働大臣
			農林水産大臣
	武器製造業	3 3 0 0	経済産業大臣
	その他の製造業	3 4 0 0	経済産業大臣
4	電気業	3 5 0 0	経済産業大臣
5	ガス業	3600	経済産業大臣
6	熱供給業	3700	経済産業大臣
7	下水道業	3830	国土交通大臣
8	鉄道業	3 9 0 0	国土交通大臣
9	倉庫業(倉庫業法に基づく登録を受けている事業者 のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体 もしくは液体を貯蔵するものに限る。)	4 4 0 0	国土交通大臣
10	石油卸売業	5 1 3 2	経済産業大臣
11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンテ・ィショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンテ・ィショナーを取り外すものに限る。)	5 1 4 2	経済産業大臣
12	自動車卸売業(自動車用エアコンテ゛ィショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5 2 2 0	経済産業大臣
13	燃料小売業	5930	経済産業大臣
14	洗濯業	7 2 1 0	厚生労働大臣
15	写真業	7 4 3 0	経済産業大臣
16	自動車整備業	7700	国土交通大臣
17	機械修理業	7810	経済産業大臣
18	商品検査業	8620	経済産業大臣
19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)	8630	経済産業大臣
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8 7 1 6	環境大臣
21	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
22	医療業	8800	厚生労働大臣
23	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9 1 4 0	文部科学大臣
24	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣

業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠してください。

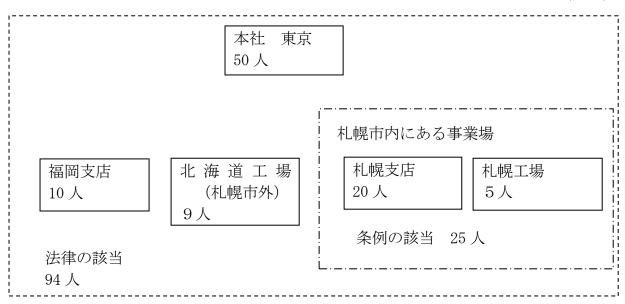
(4) 常時使用従業員数

「PRTR 排出量等算出マニュアル」(経済産業省・環境省)等を参照してください。 **条例**については、**札幌市に**所在する本社、支社及び出張所等の全事業場を合算した従 業員数が 10 人以上の事業者が対象となります。

把握する当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは 1か月を超える期間を定めて使用されている人(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれ る人も含みます)、又は前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている 人。

~人数の考え方~

(図3)



(5) 燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質の取り扱い

市条例では通常、対象物質(特定管理化学物質)の取扱量が 100 kg 以上であれば報告が必要となりますが、メチルナフタレン、キシレン、トリメチルベンゼンについては、重油や灯油を燃料として消費する場合に限り、化管法と同様、対象物質の取扱量が 1t 以上の場合のみ報告が必要となります。

(注) キシレンは燃料の消費以外の取り扱いがある場合、燃料の消費による取扱量と 燃料の消費以外による取扱量の合計が100kg以上で届出が必要になります。

例

- ①塗料使用に伴うキシレンの使用量 10kg/年、燃料使用によるキシレンの使用量が 100kg/年の場合 →届出必要!!
- ②キシレンの取り扱いが燃料使用によるもののみであり、使用量が 900kg/年の場合 →届出不要

(6) 対象物質

法の対象物質は令第1条別表第1を参照してください。 条例の対象物質は、下表の66物質です。

特定管理化学物質一覧表

表3

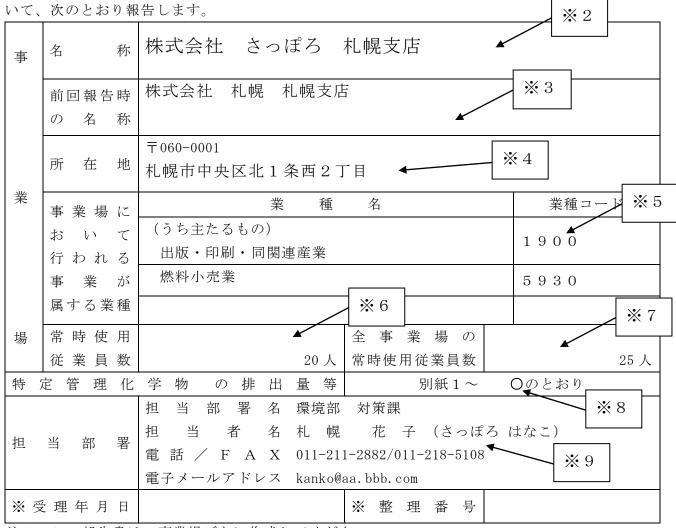
条例の法の 項番号 管理 1 1 2 2 3 9 4 10 5 12 6 32 7 31 8 37 9 48 10 53 11 56 12 57 13 58	型番号 0 2 2 0 1 7 8 3 6	特定管理化学物質の名称 亜鉛の水溶性化合物 アクリルアミド アクリロニトリル アクロレイン アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール 〇-エチル=〇-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート エチルベンゼン	別名 ビスフェノールA EPN
1 1 2 2 3 9 4 1 0 5 1 2 6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	0 2 2 2 0 1 7 8 8 3 6	アクリルアミド アクリロニトリル アクロレイン アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール 〇-エチル=〇-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	
2 2 3 9 4 1 0 5 1 2 6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	0 2 2 0 1 7 8 8	アクリルアミド アクリロニトリル アクロレイン アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール 〇-エチル=〇-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	
3 9 4 1 0 5 1 2 6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	0 2 2 2 0 1 7 8 8	アクリロニトリル アクロレイン アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート エチルベンゼン	
4 1 0 5 1 2 6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	0 2 2 0 1 7 8 8 3	アクロレイン アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	
5 1 2 6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	2 0 1 7 8 8 3 6 6	アセトアルデヒド アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	
6 3 2 7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	2 0 1 7 8 8 3 6	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート エチルベンゼン	
7 3 1 8 3 7 9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	2 0 1 7 8 8 3	9のものに限る。) アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート エチルベンゼン	
8 37 9 48 10 53 11 56 12 57	1 7 8 3 6	アンチモン及びその化合物 4,4'-イソプロピリデンジフェノール O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート エチルベンゼン	
8 37 9 48 10 53 11 56 12 57	7 8 8 3 6	4,4'-イソプロピリデンジフェノール 〇-エチル=〇-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート エチルベンゼン	
9 4 8 1 0 5 3 1 1 5 6 1 2 5 7	8 3 6	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート エチルベンゼン	
10 53 11 56 12 57	3 6	ホスホノチオアート エチルベンゼン	EPN
11 56 12 57	3	エチルベンゼン	
11 56 12 57	6	•	
1 2 5 7			
-	7	エチレンオキシド	
1 3 5 8		エチレングリコールモノエチルエーテル	
\vdash	8	エチレングリコールモノメチルエーテル	
1 4 7 5	5	カドミウム及びその化合物	
15 80	0	キシレン	
16 86	6	クレゾール	
17 87	7	クロム及び三価クロム化合物	
18 88	8	六価クロム化合物	
1 9 9 4	4	クロロエチレン	塩化ビニル
2 0 1 1	1 3	2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -1, 3, 5-	シマジン又はCAT
	0.7	トリアジン	
2 1 1 2		クロロホルム	4. 1811
2 2 1 3	3 3	酢酸 2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエ
			チルエーテルアセテート
2 3 1 4	4 4	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
		N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロ	チオベンカルブ又はベンチ
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	4 7	ロベンジル	オカーブ
2 5 1 4	4 9	四塩化炭素	
26 15	5 0	1, 4-ジオキサン	
27 15	5 7	1, 2-ジクロロエタン	
28 15	5 8	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン
29 63	3 2	1, 2-ジクロロエチレン	
		1, 2-ジクロロプロパン	
31 17		1, 3-ジクロロプロペン	D-D
3 2 1 8	8 1	ジクロロベンゼン	

条例の	法の		
項番号	管理番号	特定管理化学物質の名称	別名
3 3	186	ジクロロメタン	塩化メチレン
3 4	2 3 2	N, N-ジメチルホルムアミド	- <u></u>
3 5	2 3 7	水銀及びその化合物	
3 6	2 4 0	スチレン	
3 7	2 4 2	セレン及びその化合物	
3 8	2 6 2	テトラクロロエチレン	
3 9	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
4 0	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	7 7 7 4 7 7 4
4 1	279	1,1,1-トリクロロエタン	
4 2	280	1, 1, 2-トリクロロエタン	
4 3	281	トリクロロエチレン	
4 4	6 9 1	トリメチルベンゼン	
4 5	300	トルエン	
4 6	6 9 7	鉛及びその化合物	
4 7	308	ニッケル	
4 8	309	ニッケル化合物	
4 9	3 1 8	二硫化炭素	
5 0	3 2 1	一郷10次条 バナジウム化合物	
5 1	3 3 2	・	
5 2			
	3 4 9	フェノール	
5 3		1,3-ブタジエン	
5 4	3 5 4	フタル酸ジブチル	
5 5	3 5 5	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	
5 6	3 5 6	フタル酸ブチル=ベンジル	
5 7	3 7 4	ふっ化水素及びその水溶性塩	
5 8	3 9 2	ヘキサン	
5 9	3 9 4	ベリリウム及びその化合物	
6 0	400	ベンゼン	
6 1	405	ほう素化合物	
	4.6.7	ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニル	
6 2	407	エーテル(アルキル基の炭素数が12から15	
		までのもの及びその混合物に限る。)	
0.0	4.1.0	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエ	
6 3	4 1 0	ーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限	
C -4	1 1 1	る。) 	
6 4	4 1 1	ホルムアルデヒド	
6 5	4 1 2	マンガン及びその化合物	
6 6	4 3 8	メチルナフタレン	

]に該当する物質は、製品中に 0.1 重量%以上含有されていると対象になります。 それ以外の物質は、製品中に 1 重量%以上含有されていると対象になります。

3 報告書記入要領 (法の届出は化管法届出記入要領を参照してください)

札幌市生活環境の確保に関する条例第84条の規定により、特定管理化学物質の排出量等につ



- 注1 この報告書は、事業場ごとに作成してください。
 - 2 前回報告時の名称の欄には、変更された場合のみ記入してください。
 - 3 事業場において行われる事業が属する業種の欄には、日本標準産業分類の中分類項目の当該事業場における主たる事業に属する業種を最上欄に記入し、2以上の業種に属する事業を行う事業場にあっては、次欄以降にその他の業種を記入してください。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記入してください。
 - 4 常時使用従業員数の欄及び全事業場の常時使用従業員数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業場の人数及び全事業場の人数を記入してください。
 - 5 ※の欄には記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※1 『報告者』

報告者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)を記入して下さい。 郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。 報告者は、法人にあっては代表者の氏名を記入して下さい。押印は必要ありません。

※2 『(事業場の) 名称』

事業場の名称を記入して下さい。

複数の事業場を有する事業者にあっては、それぞれの事業場の区別が付くように、 事業場毎に異なる名称を記入して下さい。(特に名称がない事業場にも、本提出の便 宜を図るため、適切な名称を付して下さい。例:本社、〇〇工場)

※3 『前回報告時の名称』

前回報告時における名称から変更された場合(事業場の名称変更、合併等の場合) のみ記入して下さい。(報告初年度は必要ありません。)

合併もしくは買収した場合は、合併もしくは買収前の事業場名を全て記入して下さい。

※4 『(事業場の) 所在地』

事業場の所在地を記入して下さい。

郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。

※5 『事業場において行われる事業が属する業種』

「業種名」には p7、2(3)対象業種(表2)に書かれた表の中から、当該事業場において行われる事業が属する対象業種を記入して下さい。

「業種コード」にはp7、2(3)対象業種(表2)に書かれた表の業種名に対応する業種コード(4桁)を記入して下さい。

(業種の考え方)

複数の業種を営む事業場にあっては、貴事業場が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種を全て選択し、その中から事業場における主たる事業が属する業種(対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種名)を最上欄に記載し、次欄以降にそれ以外に営んでいる対象業種を記入して下さい。

例:塗装工事業(10億円)、燃料小売業(7億円)、塗料卸売業(3億円)、自動車卸売業(2億円)、商品検査業(1億円)の業種(売上高)の場合

主たる業種 燃料小売業 5930

自動車卸売業 5220

商品検査業 8620

※6 『(事業場の) 常時使用従業員数』

当該事業場における常時使用される従業員の人数を記入して下さい。 常時使用人数の考え方は、p9、2 (4)常時使用従業員数を参考にして下さい。

※7 『全事業場の常時使用従業員数』

札幌市内にある事業場全体の常時使用従業員数を記入して下さい。p9 参照

※8 『特定管理化学物質の排出量等』 添付する別紙の枚数を記入して下さい。(別紙の記載例は p15~)

※9 『担当部署』

報告の受理後、札幌市から内容等について問い合わせさせていただくことがありますので、本報告の担当者の所属する部署、氏名(できればふりがなをお願いします。)、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入して下さい。

※ 提出方法

本届出を受理した後、写しの返却を希望される方は、2部提出してください。提出 の方法としては、下記住所へ、持参いただくか、郵便等で送付して下さい。

提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎12階) 札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課 TEL 011-211-2882 FAX 011-218-5108

別紙1

※13

					(単位: kg/年)
特項	定管理化学物質の の 番 号	15	60	※ 1	<u></u>
特がの	定 管 理 化 学 物 質 名 称	キシレン	ベンゼン	※ 2	p16~
使	用量	8,200	460	※ 3	
製	造 量	0	0	※ 4	
製品	品としての出荷量	7,100	440	※ 5	
環	境への排出量	報告済み	22	※ 6	
	大 気		22	※ 7	
	公共用水域		0	※ 8	
	そ の 他		0	※ 9	
事	業場外への移動量	報告済み	0	※ 10	
	廃 棄 物		0	※ 11	
	下 水 道		0	※ 12	

特定管理化学物質の排出量等

- 注1 特定管理化学物質の項の番号の欄には、札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則別表9に掲 げる特定管理化学物質の該当する項の番号を記入してください。
 - 2 使用量は、「当該年度当初在庫量+当該年度受入量-当該年度末在庫量」としてください。
 - 3 製品としての出荷量には、製品に含まれて出荷された量も含めてください。
 - 4 環境への排出量のその他の欄には、大気及び公共用水域以外への排出量の総計を記入してください。
 - 5 別紙が2枚以上になる場合は、それぞれに番号を付けてください。

※1 『特定管理化学物質の項の番号』

条例規則第 46 条別表 9 におけるそれぞれの物質ごとに付された番号 $(1 \sim 66)$ をアラビア数字で記入して下さい。(条例規則第 46 条別表 9 は $p10 \sim 11$ 、 2 (6) 対象物質を参照して下さい。)

その際、数字の小さい順に並べて下さい。

※2 『特定管理化学物質の名称』

条例規則第46条別表9に掲げる名称(または別名)を記入して下さい。複数の別名がある場合には、どの別名を記入してもかまいません。p10~11参照

※3 『使用量』

使用量の把握対象年度(報告の前年4月1日~報告の年の3月31日)1年間における特定管理化学物質ごとの使用量(p18 に記載する算出方法を参考にして下さい。)を記入して下さい。

※4 『製造量』

製造量の把握対象年度(報告の前年4月1日~報告の年の3月31日)1年間における特定管理化学物質ごとの製造量(p18 に記載する算出方法を参考にして下さい。)を記入して下さい。

※5 『製品としての出荷量』

製品としての出荷量の把握対象年度(報告の前年4月1日~報告の年の3月31日)1年間における特定管理化学物質ごとの製品としての出荷量(p18に記載する算出方法を参考にして下さい。)を記入して下さい。

なお、製品としての出荷量には以下の製品は含みません。

- (1) 事業者による取扱の過程において固体以外の状態にならず、かつ、紛状また は粒状にならない製品
- (2) 第1種指定化学物質(または特定管理化学物質)が密封された状態で取り扱われる製品
- (3) 主として一般消費者の生活のように供される製品
- (4) 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第 2条第4項に規定する再生資源を言う。)

※6 『環境への排出量』

排出量の把握対象年度(報告の前年4月1日~報告の年の3月31日)1年間における特定管理化学物質ごとの排出量の合計 (p18 に記載する算出方法を参考にして下さい。)を記入して下さい。

法で届け出ている場合には、「報告済み」と記入して下さい。

※7 『大気(への排出量)』

環境への排出量のうち大気への排出量を記入して下さい。 法で報告している場合は、記入する必要はありません。

※8 『公共用水域(への排出量)』

環境への排出量のうち公共用水域への排出量を記入して下さい。 法で報告している場合は、記入する必要はありません。

※9 『その他 (の環境への排出量)』

環境への排出量のうち大気及び公共用水域以外の環境中への排出量を記入して下さい。(土壌中や事業場内にある埋め立て地への排出など)

法で報告している場合には、記入する必要はありません。

※10 『事業場外への移動量』

移動量の把握対象年度(報告の前年4月1日~報告の年の3月31日)1年間における特定管理化学物質ごとの移動量の合計(p19に記載する算出方法を参考にして下さい。)を記入して下さい。

法で届け出ている場合には、「報告済み」と記入して下さい。

※11 『廃棄物 (としての移動量)』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業場の外へ移動した化学物質の量を記入して下さい。なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量として届出をする必要はありませんが、製品としての出荷量に計上してください。

法で報告している場合には、記入する必要はありません。

※12 『下水道(への移動量)』

排水に含まれて事業場から公共下水道へ放流した化学物質の量を記入して下さい。 法で報告している場合には、記入する必要はありません。

※13 『別紙(番号)』

別紙が複数枚にわたるとき、別紙の番号を通し番号で付けてください。

※注 数字の扱いについて

数字は上から3桁目を四捨五入して<u>有効数字2桁</u>にして下さい。1kg 未満の場合には、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位までにして下さい。

四捨五入の結果0.0になるもの又は0のものについては、「0」と記入して下さい。

4 排出量等の考え方及び算出方法 排出量等の考え方

ア 使用量

事業場で使用した化学物質の量

使用量(kg)=「年間受入量」+「年度当初在庫量」-「年度末在庫量」

事業場で購入している製品の(M)SDS(化学物質等安全データシート)を購入先から入手し、含有成分、含有率を整理してください。

化管法の対象物質であれば、適用法令が記載されているので、そのなかに特定管理化学物質に該当する物質(化管法第1種指定化学物質に該当しているものがあれば、その号番号と表3を比較してください。)があれば、その製品の使用量に含有率を乗じて、物質ごとの使用量を算出してください。

※ 使用する原材料、資材等の製品に元素等に換算する化学物質が含まれる場合、その量が、元素の含有量か化合物の含有量かは購入先に問い合わせてください。

イ 製造量

化学反応等により新たに製造した化学物質の量

- (ア) 製造物に特定管理化学物質が含有される場合 対象物質の製造量(kg)=製造された物質量(kg)×対象物質の含有率(%)÷100
- (イ) 製造物に元素等に換算する化学物質が含有されている場合 対象物質の製造量(kg) = 対象物質にあたる化合物の製造量(kg) ×対象物質の 含有率(%)÷100×金属元素への換算係数
 - 例1) クロム酸亜鉛を 50%含む製品を 700kg 製造している。 六価クロム製造量(kg) = 700(kg) × 50(%) ÷ 100 × 0.287 = 100(kg) 亜鉛製造量としては、クロム酸亜鉛は水溶性ではないため対象外
 - 例2) クロム酸鉛を 80%含む製品を 800kg 製造している。 六価クロム製造量(kg) =800(kg)×80(%)÷100×0.161=103.04≒100(kg) 鉛製造量(kg)=800(kg)×80(%)÷100×0.641=410(kg)

ウ 製品としての出荷量

事業所から製品として出荷された化学物質の量

- 例1) 塗料等を製造し、その中にトルエンが含まれている場合 塗料の製造量(kg)にトルエンの含有率(%)を乗じて算出
- 例2) メッキに金属成分が含まれる場合 被メッキ物のメッキ面積、厚さ、密度から算出する方法、電気化学反応量 から算出する方法等を用いて算出
- 例3) ガソリンスタンドで給油した場合 ガソリンの給油量(L)にそれぞれの含有量(%)及び比重を乗じて算出

エ 環境への排出量

排出量は大気、公共用水域及びその他の環境への排出量の総計の区分ごとに、排出された化学物質の量であり、以下の方法で算出

(ア) 実測による方法

排ガス、排水中の対象化学物質の濃度を測定している場合には、その値を用いて算出

(イ) 物質収支による方法

(排出量) =

(対象化学物質の取扱量) - (製品としての出荷量) - (事業所外への移動量) 取扱量とは(使用量) + (製造量)

(ウ) 排出係数による方法

(排出量) = (対象物質の取扱量) × (排出係数)

(エ) 物性値を用いた計算による方法

水への溶解度(又は蒸気圧等)から排水(排ガス等)中の濃度を推測し、排水 (又は排ガス)量との積から水域(又は大気)への排出量を算出

(オ) その他的確に算出できると認められる方法 事業所独自の排出係数を使用、又は経験式を用いて算出

オ 事業場外への移動量

廃棄物、廃液等として処分または下水道へ排出する場合は、排出量の算出方法と 同様に算出します。

使用量等の表記方法

- ・排出量等の単位は全てkg/年とします。
- ・排出量等の報告の数字は上から3桁目を四捨五入して有効数字2桁で表記して下さい。1kg未満の場合には、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位までにして下さい。

四捨五入の結果0.0になるもの又は0のものについては、「0」と記入して下さい。

※ 排出量等の算出方法は、「PRTR 排出量等算出マニュアル」(経済産業省・環境省) に掲載されていますので、そちらを参考にしてください。

5 化学物質管理マニュアルの作成

(1) マニュアル提出の要件

札幌市にある全事業場での常時使用従業員数 (p9) が 21 人以上で、特定管理化学物質 (p10) を年間 100kg 以上取り扱っている事業者は、条例で化学物質自主管理マニュアルを提出することとなっています。指針の「4 化学物質自主管理マニュアルの作成」は、提出すべきマニュアルの内容について述べています。

(2)化学物質自主管理マニュアルの記載例 (p21~)

このマニュアルは、様式17に、必要事項を記入の上、事業場独自のマニュアルを添付して提出してください。特に様式は定めませんが、指針の「4 化学物質自主管理マニュアルの作成」を参考にして作成してください。

~指針抜粋~

4 化学物質自主管理マニュアルの作成(化学物質自主管理マニュアル提出該当事業者に 適用)

条例第85条の規定による特定管理化学物質取扱事業者は、化学物質自主管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成すること。このマニュアルは、「3 化学物質の適正な管理に関する事項」を参考にして次に掲げる事項について把握し、又は定め、これを記載した書面又は図面をとりまとめたものとすること。

なお、マニュアルは、理解しやすい内容とするとともに、必要に応じて随時見直しを 行うこと。

さらに常に特定管理化学物質に関する情報収集に努めるとともに、得られた情報も参考にして特定管理化学物質の使用量の削減や、より有害性の低い化学物質の選定・代替、設備の改善、工程の見直しを行うなどにより、特定管理化学物質の環境への排出を抑制するよう努めること。

- (1) 取り扱う特定管理化学物質の種類と使用目的、使用・製造の規模量等
- (2) 特定管理化学物質の取扱工程
- (3) 管理方法に関する事項
 - ア 特定管理化学物質の排出を防止する設備等の内容とその保守管理について
 - イ 特定管理化学物質の排出状況の監視の方法
 - ウ 特定管理化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量及び 事業場外への移動量の把握の方法
 - エ 特定管理化学物質の保管方法及びその容量
 - オ その他の管理方法
- (4) 事故・災害の防止対策
- (5) 管理組織について
 - ア 管理組織の名称及び管理責任者
 - イ 管理組織図
 - ウ 従業員教育及び訓練の内容及び実施方法

自主管理マニュアルの記載例

様式 17

化学物質自主管理マニュアル提出書

令和○○年○○月○○日

(あて先) 札 幌 市 長

提出者 住 所〒060-0001

※ 1

札幌市中央区北1条西2丁目

氏 名 株式会社 さっぽろ 代表取締役社長 札 幌 太 郎

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例第85条の規定により、化学物質自主管理マニュアルを作成(変更)したので、次のとおり提出します。

事業場の名称	株式会社 さっぽろ 札幌支店 ※2
事業場の所在地	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 ※3
事業場において行われ	業種名 業種コード (うち主たるもの) 出版・印刷・同関連産業 1900
る事業が属する業種	燃料小売業
常 時 使 用 従 業 員 数	全事業場の ※5 20人 常時使用従業員数 ※6 25人
化 学 物 質 自 主 管	理マニュアル 別 添 の と お り
担 当 部 署	担 当 部 署 名 環境部 対策課担 当 者 名 札 幌 花 子 (さっぽろ はなこ)電 話 / F A X 011-211-2882/011-218-5108電子メールアドレス kankyo@aaa.bbb.com
※備 考	

- 注1 この化学物質自主管理マニュアルは、事業場ごとに作成してください。
 - 2 事業場において行われる事業が属する業種の欄には、日本標準産業分類の中分類項目 の当該事業場における主たる事業に属する業種を最上欄に記入し、2以上の業種に属す る事業を行う事業場にあっては、次欄以降にその他の業種を記入してください。また、 業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記入してく ださい。
 - 3 常時使用従業員数の欄及び全事業場の常時使用従業員数の欄には、提出日における当該事業場の人数及び全事業場の人数を記入してください。
 - 4 ※の欄には記入しないでください。
- 備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※1 『提出者』

提出者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)を記入して下さい。 郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。 提出者は、法人にあっては代表者の氏名を記載下さい。押印は必要ありません。

※2 『事業場の名称』

事業場の名称を記入して下さい。

複数の事業場を有する事業者にあっては、それぞれの事業場の区別が付くように、 異なる事業場には異なる名称を記入して下さい。(特に名称がない事業場にも、本報 告の便宜を図るため、適切な名称を付して下さい。例:本社、〇〇工場)

※3 『事業場の所在地』

事業場の所在地を記入して下さい。

郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。

※4 『事業場において行われる事業が属する業種』

「業種名」には p7~8、2 (3) 対象業種に書かれた表の中から、当該事業場において行われる事業が属する対象業種を記入して下さい。

「業種コード」には $p7\sim8$ 、2(3)対象業種に書かれた表の業種名に対応する業種コード(4桁)を記入して下さい。

業種の考え方は、3※5『事業場において行われる事業が属する業種』(p13)を参考にして下さい。

※5 『(事業場における) 常時使用従業員数』

当該事業場における常時使用従業員数を記入して下さい。

常時使用人数の考え方は、2(4)常時使用従業員数(p9)を参考にして下さい。

※6 『全事業場の常時使用従業員数』

事業者全体の常時使用従業員数(p9)を記入して下さい。

※7 『担当部署』

提出後、札幌市から内容等について問い合わせさせていただくことがありますので、本報告の担当者の所属する部署、氏名(できればふりがなをお願いします。)、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入してください。

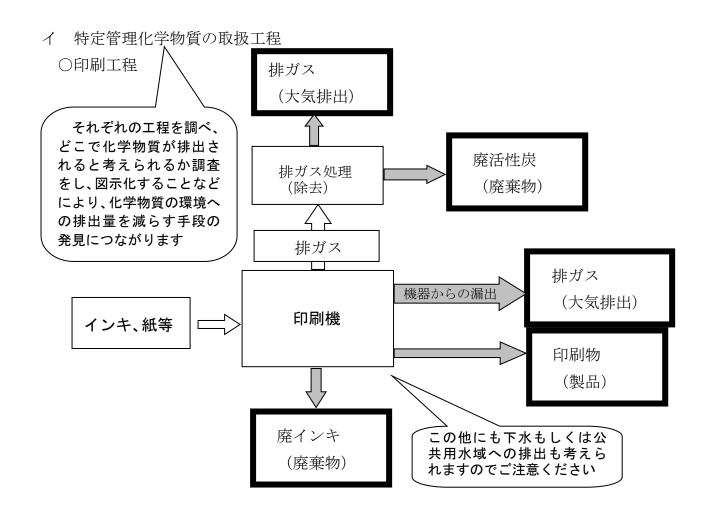
(3) 化学物質自主管理マニュアルの内容(作成例)

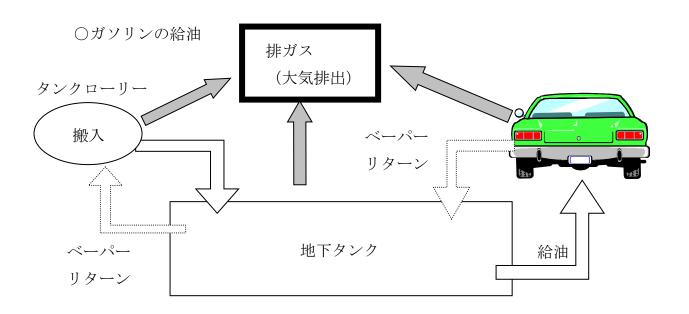
以下に作成例を示しますが、**あくまで作成例です**ので、事業場の業務内容にあった 実行性のあるマニュアルを作成してください。

ア 特定管理化学物質の種類と使用目的、使用・製造の規模量等

これは、毎年報告しなければならない化学物質の排出量等の報告の際、要件に該当するかを判断する上で必要な表となっています。各工程ごとなど、把握のしやすい単位で表にまとめると、今後計算などが行いやすくなります。

特定管理化学物質の番号	1 5	1 5	6 0	••••
特定管理化学物質名	キシレン	キシレン	ベンゼン	• • • • •
使用目的	塗料の希釈	ガソリン成分	ガソリン成分	• • • • •
(使用自的) 	剤及び溶剤			
使用量(kg/年)	200	8,000	4 6 0	• • • • •
製造量(kg/年)	0	0	0	••••
使用施設の能力・容積	保管庫 2m²	地下タンク 10kL	地下タンク 10kL	••••
所管部局	印刷部	給油部	給油部	••••





ウ 管理方法に関する事項

(ア) 特定管理化学物質の排出を防止する設備等の内容とその保守管理について

同種の業種の例なども参考に、業種にあった設備や保守管理を定めましょう。点検内容は、なるべく具体的に記入して下さい。

- a 排出防止設備等の内容
 - (a) 印刷機からの排ガスを活性炭吸着装置で処理
 - (b) ベーパーリターン装置の設置
- b 保守管理
 - (a) 日常点検による運転状況の異常有無を確認
 - (b) 定期点検による装置各部のゆるみ、漏れ、亀裂、腐食等の点検
 - (c) 定期点検による活性炭吸着効率の確認
- (イ) 特定管理化学物質の排出状況の監視の方法

イで調査して排出場所がわかったので、そこから排出される化学物質を把握する 方法を定めます。排出量が把握されると、周りの住民とのコミュニケーションの手 段に使えます。

- a 排ガス排出口での検知管による濃度測定
- b 搬入時における受入ロスと給油時における給油ロスを算出
- (ウ) 特定管理化学物質の使用量等の把握の方法

毎年、排出量等を報告する際の計算方法です。特定管理化学物質ごとに算出してください。算出の仕方は、日々研究されていますので、こまめに見直しをしましょう。

a 使用量の把握

インキ、洗浄剤及びガソリンの年間使用量に対象化学物質の濃度を乗じて算出 年間使用量(L)×比重×対象となる化学物質の含有率(%)

- b 製品としての出荷量の把握 年間給油量(L)×比重×対象化学物質の含有率(%)
 - インキ中のトルエン、キシレン、洗浄剤のトルエンは、全て気散する。
- c 環境への排出量

大気への排出量(大気にしか排出されない)を求める。

- d 大気への排出量
 - ・インキ、洗浄剤中の対象化学物質 年間インキ及び洗浄剤の使用量(kg)-活性炭吸着量(年間インキ及び洗浄剤の使用量×除去率)(kg)

- ・ガソリン中の対象化学物質年間受入量(L)×受入時排出係数+年間給油量(L)×給油時排出係数
- e 廃棄物としての移動量
 - ・活性炭に吸着した対象化学物質 年間インク及び洗浄剤の使用量(kg)×(活性炭除去率-分解率)
 - ・廃インキ中の対象化学物質 年間廃棄量(L)×対象物質含有率(%)
- (エ) 特定管理化学物質の保管の方法及びその容量

どのような場所に、何が保管されているのかを調査し、まとめておきましょう。貯蔵施設の能力に応じた保管量で保管することとし、必要以上の化学物質の搬入を避けましょう。

a 保管の方法

貯蔵施設	特定管理化学物質名	容量、面積等
倉庫	キシレン(18L 缶(溶剤用))	40m^2
	トルエン(18L 缶(洗浄用))	
地下タンク	エチルベンゼン、キシレン、	10kL
(レギュラーガソ	トリメチルベンゼン、	
リン用)	トルエン、ベンゼン	
• • • •		• • • •

※ 別添工場見取図参照

(オ) その他の管理方法

今までの管理の方法のほか、事業場で行っている管理方法について記載します。 なるべく具体的に記載して下さい。特定管理化学物質以外の化学物質についても管理することが大切です。

- a 帳簿類の整備
 - (a) 化学物質出納簿(化学物質の使用量や購入量等を毎日記録)
 - (b) MSDS 管理簿 (購入した製品の MSDS を綴る)
 - (c) 取扱施設台帳(工場内の施設の場所や取扱工程、取扱物質等をまとめている)
- b 排出量削減取組
 - (a) 排出量削減計画を3年ごとに6月末日までに作成する。
 - (b) 毎年、排出量削減計画実施報告書を4月末日までにまとめる。
 - (c) 3年ごとに排出量削減計画見直しを行い、6月末までに報告書をまとめる。

エ 事故災害の防止対策

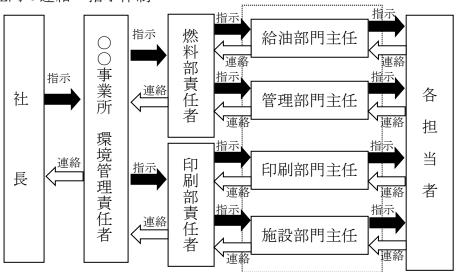
(ア) 事故・災害の事前防止対策

事故や災害を未然に防止できる、又、万が一起こってしまったとしても、被害の 拡大を防止できるような事前の対策を立てましょう。

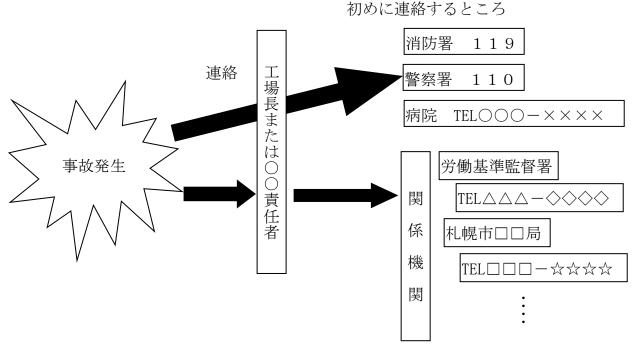
- ○事故事例等の情報収集(発生原因、被害)と分類整理…総務課資料室に常備
- ○取扱施設の漏洩防止化
 - ・地下タンクに防油堤を設置
 - ・貯蔵庫の床をコンクリート化し、上屋を設置し雨が直接当たらないようにする。
- ○施設、設備、機器類、貯蔵庫の定期点検
 - ・年4回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載
 - ・労働安全衛生法に基づく点検を実施し、その結果を点検簿に記載する。
- ○誤動作防止表示
- (イ) 事故時の汚染拡大防止対策

事故が起こってしまったとき、迅速な対応と協力体制は欠かせません。そのために必要な連絡体制や対応マニュアルなど、具体的な内容で、万が一事故が起こったときに、迅速に対応できるよう、日頃から気を付けましょう。

a 社内の連絡・指示体制



b 緊急時連絡先



c 事故対応マニュアルの整備 応急措置・安全確保の内容 関連施設の運転停止 停止手段 避難経路……

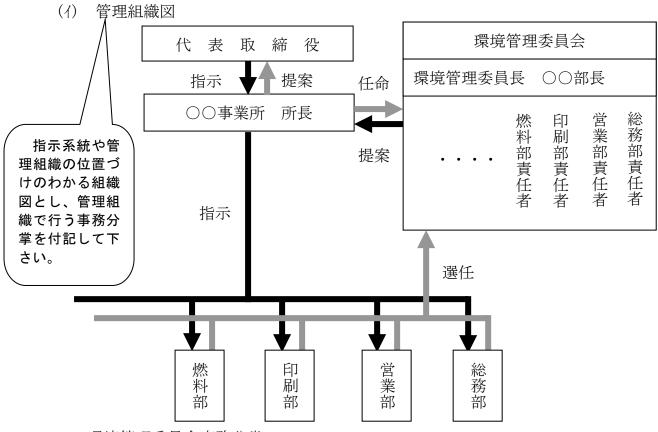
オ 管理組織について

(ア) 管理組織の名称

主に、化学物質に係る環境の管理に関する業務を行う組織を設置して下さい。

「環境管理委員会」

委員長 ○○部長 △□ ×☆



環境管理委員会事務分掌

- ・環境管理目標及び方針の設定
- ・化学物質購入審査に関すること
- ・社内管理文書の管理に関すること
- ・化学物質の情報収集・整理
- ・従業員の教育訓練の計画策定及び実施報告書の作成に関すること
- ・化学物質の排出量削減計画の策定、報告書の作成及び見直しに関すること

(ウ) 従業員教育及び訓練の内容及び実施方法

事業場で必要な従業員教育及び訓練をいつ(もしくは年何回)どのような内容で、誰に対して行うかを具体的に記載して下さい。

a 個別教育及び訓練

印刷部及び燃料部の社員に対し、毎年4月取り扱っている化学物質についての 安全教育、情報提供、事故処理の仕方について教育を行い、事故処理の仕方につ いては、実地訓練を行う。

b 全従業員教育及び訓練

全従業員に対し、毎年5月に〇〇事業所で扱っている全ての化学物質の管理方法、緊急時の対処の仕方について教育を行い、毎年9月に応急処置など、事故時の対応について訓練を行う。

<「化学物質適性管理届出の手引き」作成・改訂履歴>

平成1	5年	4月	「化学物質適正管理届出の手引き」作成
平成1	7年	4月	燃料油中の対象化学物質含有率及び排出係数の変更に伴う改訂
平成 2	0年	4月	燃料油中の対象化学物質含有率及び排出係数の変更に伴う改訂
平成 2	2年1	1月	特定管理化学物質の変更に伴う改訂
平成 2	5年	3月	特定管理化学物質の変更に伴う改訂
令和	5年	4月	特定管理化学物質の変更に伴う改訂

9

この手引に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒 060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局 環境都市推進部 環境対策課

TEL 011-211-2882 FAX 011-218-5108

ホームページ: https://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/index.html